別記様式第２（第２条関係）

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名　　印

使用廃止報告書について

防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（平成２７年防衛省令第６号）第２条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　譲与を受けた物品（以下「物品」という。）の概要

物品の名称	規格等	数量（単位）	譲与を受けた年月日	使用者	備考

２　物品の使用廃止日及び理由

物品の名称	事業名	廃止年月日	廃止の理由	備考

３　物品を他の者に譲与した場合においては、民間海外援助団体から譲与を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

添付資料：廃止の事実を証明することができる書類

（記載要領）
各「備考」の欄には、参考となるべき事項を記載すること。

別記様式第２（第２条関係）

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名　　印

使用廃止報告書について

防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（平成２７年防衛省令第６号）第２条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　譲与を受けた物品（以下「物品」という。）の概要

物品の名称	規格等	数量（単位）	譲与を受けた年月日	使用者	備考

２　物品の使用廃止日及び理由

物品の名称	事業名	廃止年月日	廃止の理由	備考

３　物品を他の者に譲与した場合においては、民間海外援助団体から譲与を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

添付資料：廃止の事実を証明することができる書類

（記載要領）
各「備考」の欄には、参考となるべき事項を記載すること。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。